

## [両立支援等助成金]柔軟な働き方選択制度等支援コース（仮称、新設）

## 育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度の利用支援

<p>主な要件</p>	<p>①育児を行う労働者の<b>柔軟な働き方を選択できる制度</b>（柔軟な働き方選択制度等。下記A～Eから2つ以上）を導入する</p> <p>②「<b>育児に係る柔軟な働き方支援プラン</b>」（※）により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを<b>支援する方針を社内周知</b>する          （※）「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」：育児を行う労働者が、柔軟な働き方に関する制度の利用や利用終了後のキャリア形成を円滑に行うことができるようにするため、事業主が労働者ごとに作成する計画</p> <p>③助成金の対象労働者（制度利用者）と<b>面談を実施し、「面談シート」に記録</b>する</p> <p>④面談結果を踏まえ、制度利用者の「<b>育児に係る柔軟な働き方支援プラン</b>」を作成する</p> <p>⑤開始から6か月間で<b>柔軟な働き方を可能とする制度を、下記の基準以上利用</b></p>		
<p>柔軟な働き方選択制度等</p>	<p>制度名称</p>	<p>導入すべき主要内容</p>	<p>利用実績の基準</p>
<p>※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することは不可</p>	<p>A 始業 終業時刻の変更等</p>	<p>フレックスタイム制 時差出勤制度</p>	<p>日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定 始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げまたは繰り下げ</p> <p>合計20日以上利用 合計20日以上利用</p>
<p>B 育児のためのテレワーク等</p>	<p>C 短時間勤務制度</p>	<p>D 保育サービスの手配・費用補助制度</p>	<p>E 子の養育のための有給休暇</p>
<p>助成額</p>	<p>柔軟な働き方選択制度等を<b>2つ導入</b>し、対象労働者が制度を利用 <b>20万円</b>          柔軟な働き方選択制度等を<b>3つ以上導入</b>し、対象労働者が制度を利用 <b>25万円</b>          ※1年度あたり1事業主5人まで対象          ※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり。</p>		

◎その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、制度決定後（4月以降）に、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局（申請先）へお問い合わせください。

【(熊本労働局)「令和6(2024)年度 両立支援等助成金の制度変更予定等をお知らせします(2024年3月作成)」を引用し編集】

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/001764274.pdf>